

# 医師国保のしおり



## もくじ

1 医療保険制度について.....	2	6 保健事業について .....	9
2 静岡県医師国民健康保険組合とは .....	3	7 自家診療について .....	10
3 組合員及びその家族の加入について.....	4	8 健康保険適用除外承認申請について .....	10
4 保険料について .....	6	9 第三者行為について .....	11
5 保険給付について .....	8	10 健康保険と労災保険について .....	11

静岡県医師国民健康保険組合

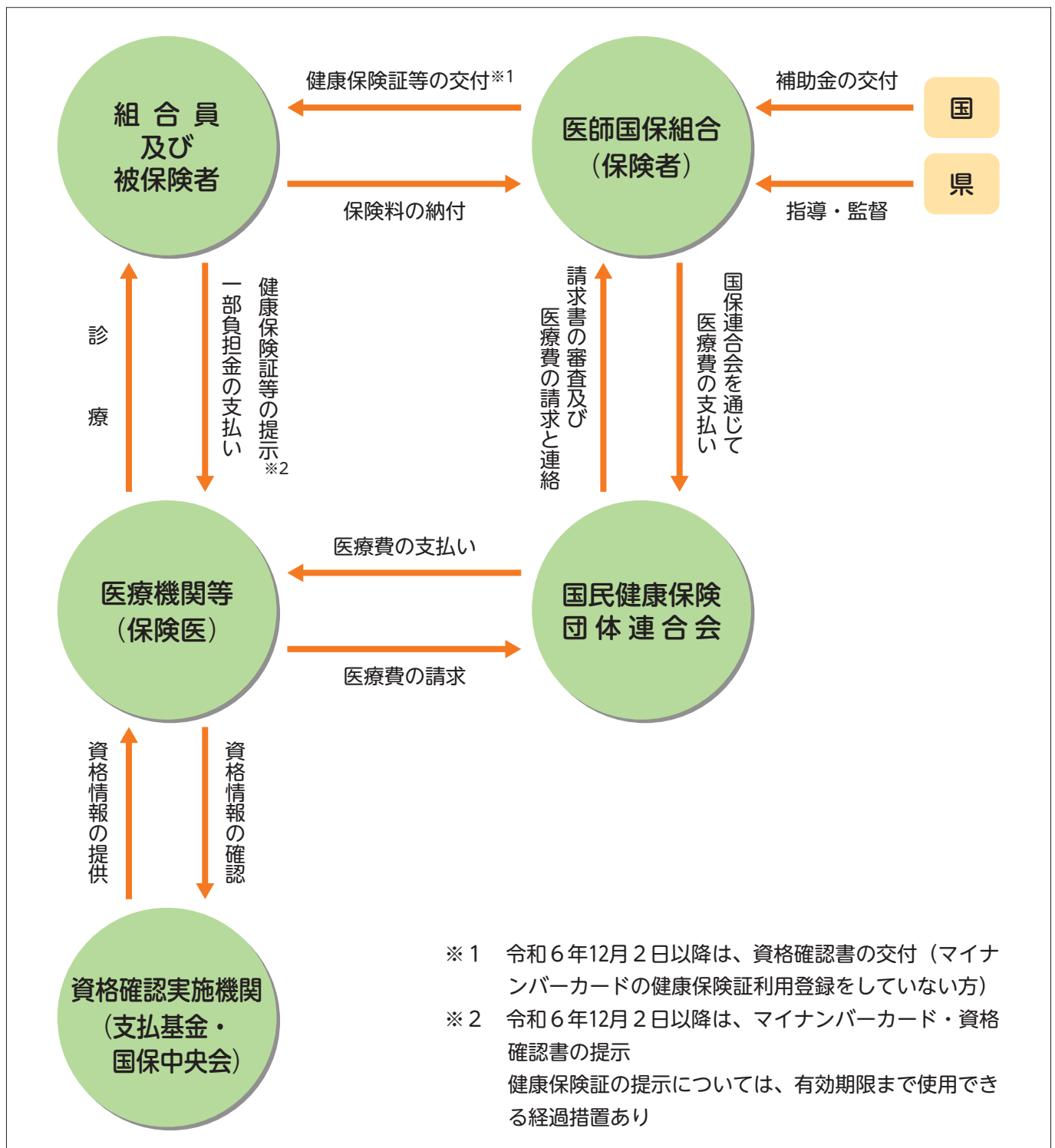
# 1 | 医療保険制度について



## 2 | 静岡県医師国民健康保険組合とは

当組合は、国民健康保険法に基づき静岡県医師会が設立した医療保険者です。静岡県医師会の会員である医師（正組合員）と家族（正組合員家族）や、その医師が開設・管理する診療所に雇用される従業員（准組合員）と家族（准組合員家族）が被保険者となり構成されています。

### 医師国保のしくみ



# 3 | 組合員及びその家族の加入について

## 1 静岡県医師国民健康保険組合の被保険者となるための資格

① 正組合員 (医師)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 静岡県医師会員で医療及び福祉の業務に従事する医師。</li><li>● 原則住民票が静岡県内である方。(ただし、隣接県及び東京都内の一部は例外として認められます。)</li><li>● 正組合員が75歳に達し後期高齢者医療制度に移行した場合、「被保険者資格のない正組合員」として資格を継続することで、家族や准組合員はそのまま加入継続が可能。</li></ul>
② 准組合員 (従業員)	<ul style="list-style-type: none"><li>● 正組合員に雇用されている常勤の従業員。</li><li>● 非常勤であっても、勤務時間及び労働日数が常勤者の4分の3以上であれば加入できる。</li><li>● 原則住民票が静岡県内である方。(ただし、隣接県及び東京都内の一部は例外として認められます。)</li></ul>
③ 組合員の家族	<ul style="list-style-type: none"><li>● 組合員と同じ世帯に属する者。(住民票が同じであること。) ※学生は組合員と住所が別であっても「116条該当届」を申請いただくことで加入可能。</li><li>● 市町村国保に加入している同一世帯の家族は、市町村国保から当組合へ移るようになります。</li></ul>

## 2 組合員及びその家族の資格喪失

組合員及びその家族は、以下の場合、資格喪失します。

- 正組合員が医療・福祉の業務に従事しなくなったときまたは静岡県医師会員でなくなったとき
- 准組合員が勤務先を退職したとき
- 静岡県及び組合規約第4条で定める区域外へ転出したとき
- 死亡したとき
- 健康保険、船員保険及び共済組合等の被保険者になったとき
- 後期高齢者医療制度に加入したとき(75歳に到達したとき)
- 必要な届出や保険料の納入を怠って除名されたとき

資格喪失日(退職日の翌日)から医師国保の健康保険は使用できません。

誤って使用した場合は、後日医療費の返還請求をさせていただきますのでご注意ください。

## 3 組合員の届出

組合員の加入申し込み、資格喪失、その他被保険者の資格に関する届出等は組合の定める様式により、すべて正組合員が14日以内に行ってください。申請は郵便で受け付けます。申請書はホームページからダウンロードまたはお電話いただければ郵送いたします。

## 4 健康保険の適用除外

社会保険適用事業所で従業員を雇う場合や当組合加入後法人に組織変更する場合、個人で常時5人以上従業員を雇用する医療機関については、社会保険を適用しないという手続き（健康保険適用除外承認申請手続き）を14日以内に年金事務所に届出する必要があります。

年金事務所から適用除外承認後に送付される「健康保険被保険者適用除外承認証」の写しを当組合へ提出してください。適用除外承認を確認後に健康保険証（令和6年12月2日以降は「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」）を交付いたします。

詳しい説明は、10ページ「8 健康保険適用除外承認申請について」をご覧ください。

## マイナンバーカードの保険証としての利用について

マイナ保険証の利用促進に向けた取組は、デジタル社会における質の高い医療の実現に向け、国が先頭に立ち、医療機関・薬局、医療保険者、経済界等が一丸となって進めています。

医療機関等の受診には、マイナンバーカードをご利用ください。

※多くの医療機関・薬局で利用可能です。利用できる医療機関・薬局については、ステッカーやポスターが掲示されています。また、厚生労働省のホームページでも確認できます。

### ■ 利用方法

- ① 医療機関や薬局の受付で、マイナンバーカードを顔認証付きカードリーダーにかざす。
- ② マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

### ■ 利用登録

マイナンバーカードを健康保険証と利用するためには次の方法による登録が必要です。

- ① 医療機関・薬局の受付（カードリーダー）で行う
- ② 「マイナポータル」から行う
- ③ セブン銀行ATMから行う

お問い合わせは、マイナンバー総合フリーダイヤル（0120-95-0178）までお電話いただき、音声ガイダンスに従って順にお進みください。

## マイナンバーカードの保険証利用に関する Q & A

Q マイナンバーカードがないと受診できないのですか？

A 現在お持ちの医師国保の健康保険証は、有効期限まで使用できるよう経過措置が設けられます。

Q 私はマイナンバーカードを健康保険証として利用しています。住所変更があった場合等、組合への届出はもう必要ないですか？

A 加入・喪失・住所変更等、医師国保組合への届出は引き続きお願いいたします。

Q マイナンバーカードを持ち歩いても大丈夫ですか？

A マイナンバーカードを健康保険証として使っても、受診歴や薬剤情報等、プライバシー性の高い情報がカードのICチップに入ることはありません。

紛失した場合は、フリーダイヤル（0120-95-0178）からカードの一時停止ができます。

# 4 | 保険料について

## 1 保険料の種別

- 保険料の内訳 (1) 医療給付費分 (0歳～74歳)  
 (2) 後期高齢者支援金分 (0歳～74歳)  
 (3) 介護納付金分 (40歳～64歳)

## 2 1人あたり月額保険料 (令和6年4月現在)

種別	医療給付費分			後期高齢者支援金分	計(月額)	介護納付金分(40歳～64歳)
正組合員	400万円未満 新規加入者※1	平等割 1号 所得割	14,000円 5,000円	8,700円	27,700円	9,200円
	400万円以上 1,000万円未満	平等割 2号 所得割	14,000円 10,000円		32,700円	
	1,000万円以上 2,000万円未満	平等割 3号 所得割	14,000円 25,000円		47,700円	
	2,000万円以上	平等割 4号 所得割	14,000円 28,000円		50,700円	
正組合員家族※3	7,500円			18歳以上 4,800円	12,300円	6,500円
				18歳未満※2 2,000円	9,500円	—
准組合員	400万円未満 新規加入者※1	1号	11,500円	4,800円	16,300円	4,500円
	400万円以上	2号	14,000円		18,800円	
准組合員家族※3	6,000円			2,000円	8,000円	4,000円

正組合員、准組合員の所得区分は、地方税法に規定する前年の総所得金額により判定し、1年に1回、10月に見直しを実施します。

所得の確認は、マイナンバーを利用した地方税情報の連携制度により、必要な情報を取得させていただきます。

※1 新規加入者は、加入後1年経過した後の4月または10月に見直します。

※2 0歳から18歳に達した日以降に迎える最初の3月31日まで。

※3 未就学児に係る子育て世帯への経済的負担の軽減措置として、毎年度11月30日時点において組合の被保険者である未就学児に対し、1人12,000円を限度として該当組合員に返還します。



### 3 保険料の納付方法

保険料の納付方法は、下記のいずれかです。

- (1) 口座振替 指定の口座を登録して引き落としいたします。
- (2) 組合の口座へ送金

※正組合員が納付義務者となり、准組合員（従業員）世帯も合算した保険料を毎月当組合に納付していただきます。

### 4 保険料に関するお知らせ

- (1) 4月1日現在の人数で算定した「保険料賦課月額告知書」を4月上旬に送付します。  
※4月1日以降の届出により人数に変更があった場合、「保険料賦課納付月額変更通知書」を送付します。
- (2) 1月から12月までに納付された国民健康保険料（年間納入証明額）の「国民健康保険料領収書」を1月中旬に送付します。  
※確定申告にご使用いただく重要な書類です。大切に保管してください。
- (3) 年度途中で新たに所得を申告したり、修正申告するなどして所得・課税状況に変更があった場合は、組合まで申し出てください。保険料を変更する場合があります。
- (4) 出産する被保険者の産前産後相当分の保険料を免除します。  
組合において、出産育児一時金の支給に当たり出産を確認後ご案内します。届書を提出いただき、当該保険料を正組合員に還付します。



## 5 | 保険給付について

こんなときに	給付内容	給付の名称
● 医療機関にかかるとき	義務教育就学前までの方は2割負担 義務教育就学後～69歳までの方は3割負担  70～74歳の方 ・一般所得者は2割負担 ・現役並み所得者は3割負担	療養の給付
● コルセット等の治療用装具の作成 ● やむを得ず健康保険証を持参できず自費でかかったとき ● 海外渡航中に、やむを得ず医療機関にかかったとき ● 柔道整復の施術 ● はり・きゅう、マッサージの施術（医師が治療上必要と認めた場合に限る）	治療費の全額を支払い、後日当組合に申請することにより払い戻し（自己負担分を差し引いた保険給付分を現金で支給）を受けることができます。 ※柔道整復、はり・きゅう・マッサージの施術は受領委任払いが可能な場合があります。	療養費
● 医療費の自己負担が高額になったとき	医療機関の窓口で、1カ月に支払った額が一定の限度額（世帯の合計所得によって異なります。）を超えると、その超えた分について当組合から払い戻しを受けることができます。該当者には、診療月の約2カ月後に当組合から申請書を送付します。 なお、1医療機関で1カ月に支払う医療費が高額になりそうなときは、最初から自己負担限度額までとなる方法があります。 ①「マイナ受付」をしている医療機関等でマイナ保険証を利用する。（健康保険証でも利用できます。） ②「マイナ受付」をしていない医療機関等では限度額適用認定証を利用する。事前に当組合に申請し準備する必要があります。	高額療養費
● 医師の指示で医療機関に移送されたとき	医師の指示により一時的、緊急的な必要性があつて移送された場合の費用を負担します。	移送費
● 出産したとき	被保険者の出産に対し、1子につき50万円支給します。（妊娠4カ月（85日）以上の流産・死産を含みます。）	出産育児一時金
● 死亡したとき	正組合員（医師）20万円、それ以外の被保険者10万円を葬祭を行った者に支給します。	葬祭費
● 正組合員が療養のため業務に従事できなくなったとき	業務に従事できなくなった日から起算して8日目より、傷病手当金として1日につき8,000円を支給します。支給期間は、同一の傷病及びこれにより発した疾病に関して、支給を始めた日より起算して180日を限度とします。（支給対象は正組合員のみです。）	傷病手当金



## 6 | 保健事業について

種 類		対象者	内 容
(1) 健康診断	特定健診	40歳～74歳の 被保険者	年度内1回に限り特定健診・追加健診の費用を助成します。 助成額は健診項目に応じて算定します。
	追加健診		
	特定保健指導		特定健診の結果により、生活習慣の改善が必要であるとされた対象者は無料で受けられます。 (助成額は組合から直接、実施機関等へ支払います。)
	歯科健診	18歳～74歳の 被保険者	年度内1回に限り歯科健診を無料で受けられます。(ただし、静岡県歯科医師会に所属する歯科医院での健診に限ります。)
(2) 結核検診	※追加健診で実施した場合を除く	74歳までの 正組合員	年度内1回に限り結核検診費用を助成します。 助成額 <b>7,700円</b>
(3) 感染症予防 ※自治体による助成が行われている場合を除く	インフルエンザワクチン接種	64歳までの 被保険者	年度内1回に限りワクチン接種費用を助成します。 助成額 <b>1,500円</b>
	おたふくかぜワクチン接種	1歳～2歳未満の 被保険者	1回限りワクチン接種費用を助成します。 助成限度額 <b>6,000円</b>
(4) 育児冊子の提供		出産された 被保険者	育児情報誌「赤ちゃんと！」を1年間お送りします。
(5) 健康増進施設		全被保険者	「ラフォーレ倶楽部」と法人会員契約を結んでおりますので、全国の契約対象施設を会員料金で利用できます。 「スポーツクラブネサンス」の直営・提携施設をお得に利用できます。
(6) 健康家庭表彰		1年間療養の給付を受けなかった 正組合員世帯	健康家庭として記念品を贈り、当該正組合員を表彰します。
(7) 長寿者表彰		80歳になられた 正組合員	記念品を贈り表彰します。
(8) 弔慰金の交付		75歳以上の 正組合員	亡くなったとき、ご遺族に対し弔慰金を交付します。 交付額 <b>5万円</b>

## 7 | 自家診療について

当組合では、創立当初の申し合わせにより、組合規則第24条において、自家診療に関する保険請求の自主規制を実施しております。自家診療における制限の事項については、保険給付の対象外として取扱いを行っておりますので、ご承知おき願います。

### 自家診療における制限

- (1) 正組合員の開設する医療機関における正組合員（勤務医を含む。）及びその家族の自家診療による入院・入院外・院外処方箋による調剤並びに療養費の支給申請に規定する同意書、診断書等及びこれらに係る療養費。
  - (2) 正組合員の開設する医療機関における准組合員とその家族の自家診療による入院・入院外のうち、初・再診料に係る時間外・休日・深夜加算、医学管理等に係る生活習慣病管理料（Ⅰ）（Ⅱ）・特定疾患療養管理料・特定疾患治療管理料その他医学管理料等（診療料を除く。）及びこれらに係る処方管理加算並びに在宅医療の算定。
- (1)、(2) に規定する請求が判明した場合は、その時点から2年間遡及して診療（調剤）報酬明細書を返戻します。

※ 「自己診療」についての保険請求は認められておりません。

## 8 | 健康保険適用除外承認申請について

事業所が法人化した場合や常勤の従業員が常時5人以上となった場合、健康保険被保険者適用除外の承認を受けることにより、引き続き医師国保組合に加入することができます。

健康保険の適用除外承認申請が必要になったときは、事実の発生した日から14日以内に年金事務所へ届け出なければなりません。

なお、厚生年金保険の取得手続きは5日以内に届出することが必要です。

### 〈健康保険被保険者適用除外申請の流れ〉

- ① 厚生年金保険適用事業所の従業員が新たに加入するときは、「資格取得届（准組合員用）」と必要書類を「健康保険被保険者適用除外承認申請書」と一緒に当組合までお送りください。
- ② 当組合で資格要件等を確認後、「健康保険被保険者適用除外承認申請書」に理事長印を押印し、証明をして返送します。
- ③ 「健康保険被保険者適用除外承認申請書」を必要書類と一緒に管轄の年金事務所（名古屋広域事務センター）へ提出してください。
- ④ 後日、年金事務所（名古屋広域事務センター）から「健康保険被保険者適用除外承認証」が送付されます。
- ⑤ 「健康保険被保険者適用除外承認証」を当組合までFAXでお送りください。  
(FAX : 054-248-4903)
- ⑥ 「健康保険被保険者適用除外承認証」を当組合で確認後、健康保険証（令和6年12月2日以降は「資格情報のお知らせ」または「資格確認書」）を交付します。  
なお、適用除外の年月日が当組合の資格取得日となります。

## 9 | 第三者行為について

交通事故など「第三者の行為」によって生じた治療をするときは、国民健康保険法施行規則第32条の6に「組合員はその事実を、直ちに、保険者に届け出なければならない。(抜粋)」と規定されています。

また、組合が給付した保険給付については、被保険者が第三者に対して有する損害賠償請求権を組合が代位取得（国民健康保険法第64条第1項）し、組合から加害者に請求（求償）することになります。

第三者行為によるケガなどについて健康保険を使用するまたは使用した場合は、直ちに組合までご連絡をいただきますようお願いいたします。

なお、健康保険を使用した場合、一旦、組合が医療費（一部負担額を除く医療費）を立て替えることとなりますが、その後、組合から加害者に請求（求償）いたしますので、下記書類をご提出ください。

提出書類	① 第三者行為による傷病届 ② 念書 ③ 誓約書 ④ 事故発生状況報告書 ⑤ 交通事故証明書
------	--

※①～④の書類については、連絡後に組合から送付いたします。

### 第三者行為の 注意点

- 組合に連絡なく健康保険を使用するケースが散見されます。  
このことにより、加害者（第三者）への請求手続きが遅れることから、当該医療費の一部しか請求できない事例が発生していますので、健康保険を使用する場合は、直ちに組合までご連絡ください。
- 交通事故等の第三者行為に係る示談について  
示談が成立すると、その示談内容が優先されるため、組合が立て替えた医療費を加害者（第三者）に請求できない場合がありますので、示談は慎重に行ってください。  
また、示談をする場合は事前に組合にご連絡いただき、示談が成立した場合は上記提出書類とともに示談書の写しをご提出ください。

## 10 | 健康保険と労災保険について

仕事中や通勤途中の負傷は労災保険の適用になり、健康保険は適用されません。

法律では、仕事中や通勤途中での負傷時には、負傷原因を医療機関に正しく伝えて、初めから労災保険扱いでの診療を受けることを義務付けています。労災保険に該当するか判断が難しい場合には、勤務先を管轄する労働基準監督署にご相談ください。

※軽い負傷や自損事故だから、勤務先に迷惑がかかるから、勤務先から健康保険を使用するよう言われた、アルバイトだから等の理由であっても健康保険は使えませんのでご注意ください。

## 静岡県医師国民健康保険組合

〒420-0839 静岡市葵区鷹匠3丁目6-3 静岡県医師会館1F

TEL 054-246-2831 FAX 054-248-4903

E-mail [kokuho@jim.shizuoka.med.or.jp](mailto:kokuho@jim.shizuoka.med.or.jp)

ホームページURL <https://www.shizuoka.med.or.jp/doctor/d005/>

静岡県医師会 医師国保

検索